

企画提案競技参加希望者 各位

シン・若者チャレンジ応援事業業務委託に係る企画提案競技に関する質問・回答

番号	資料名称	該当 ページ	該当行	該当項目	質問内容	回答内容
1	【資料1】 シン・若者チャレンジ 応援事業業務委託に 係る企画提案競技実 施要領	2	14	5 参加資格に関する事項 (7) 受託業務について十分な業務 執行能力を有し、適正な経理執行 体制を有すること。	「適正な経理執行体制を有すること」と記載がござい ますが、本年度より国の地域未来交付金を充当して実施 することに伴い、受託事業者に求められる提出書類・証 憑等は、前年度以前と比較して増える見込みでしょう か。増加する場合、どのような書類等が想定されるか について、現時点でわかる範囲で構いませんので、経理 体制の検討にあたりご教示いただけますと幸いです。	受託事業者に求められる提出書類・証憑等 は、前年度までの若者チャレンジ応援事業の 業務委託の場合と同程度のものを想定してお ります。
2	【資料2】 シン・若者チャレンジ 応援事業業務委託仕 様書	5	8	6 その他 (2) この業務は、国の地域未来交付 金を充当して実施することから、特 定の個人や個別企業に対する給 付、飲食に係る経費等は委託経費 に含めることができない。	「特定の個人や個別企業に対する給付、飲食に係る経 費等は委託経費に含めることができない」と記載がござ いますが、こちらの「特定の個人や個別企業に対する給 付」とはどのようなものを指しますでしょうか。具体的に想 定されているケースがございましたら、ご教示いただけま すと幸いです。	本事業の委託業務においては、特段想定され るものではありませんが、例えば、イベントの参 加者に対する旅費や飲食費の給付がこれに 該当します。 なお、イベントでの講演を依頼する講師への 謝金等は「特定の個人や個別企業に対する給 付」には該当しません。